

○川上村水資源保全条例
平成25年6月20日条例第12号
川上村水資源保全条例

(目的)

第1条 この条例は、川上村の水資源の保全について、基本理念を定め、村、村民等及び採取者の責務を明らかにすることによって、村内における水資源の枯渇を防止し、将来にわたって安定的に供給するとともに、その適正な利用を図ることで、村民の健康で快適な生活環境を確保し、もって村民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 本村は、千曲川の源流に位置し、甲武信ヶ岳、金峰山など奥秩父山塊の主脈が育む良質な水資源を有している。この水資源は地域経済の発展及び村民の文化的で快適な生活に大きな役割を果たすとともに、村民に潤いと安らぎを与えるものとして、先人から受け継がれてきたものである。水資源は、村民の生活に欠くことのできない貴重な共有財産であることから、村、村民等及び採取者はその有効な利用に努め、かつ、将来にわたり保全していかなければならない。

(定義)

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 水資源 湖沼、河川などの表流水、湧水及び地下水をいう。
- (2) 村民等 本村に住所を有する者、村内に滞在する者、村内で事業活動を営む個人又は法人及び村内に所在する土地、建物、事業所等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 採取者 村内において水資源を採取し、使用しているものをいう。

(村の責務)

第4条 村は、第2条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、村民が安心して生活できるよう水資源の保全に係る施策の実施に努めなければならない。

(村民等の責務)

第5条 村民等は、基本理念にのっとり、水資源の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、節水、緑地の保全、水源林のかん養等自ら水資源の保全に努め、村が実施する水資源の保全に係る施策に協力しなければならない。

(採取者の責務)

第6条 採取者は、基本理念にのっとり、水資源の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、水資源の適正な管理を実施し、かつ、村民の生活環境に影響を及ぼすことがないようにしなければならない。また、村が実施する水資源の保全に係る施策に協力しなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。